

ID: 242

担当部署: 上下水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町水道事業給水条例 第30条第1項		
例規番号	平成10年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第30条の規定による。 (手数料)</p> <p>第30条 手数料は、別表第3の区分により申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。</p> <p>2 料金の滞納に係る督促状を発したときの手数料については、高根沢町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和35年高根沢町条例第81号。以下「税外収入金督促手数料等条例」という。)の定めるところによる。</p> <p>3 前2項の手数料は、特別の理由がない限り還付しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日